

電気事業法第61条に基づく 植物の伐採等に関する指針

令和2年6月

経 済 産 業 省

目 次

I はじめに

1 指針の目的	- 5 -
2 電気事業法第61条の趣旨	- 5 -
(1) 趣 旨	- 5 -
(2) 種 別	- 5 -
3 適用範囲	- 6 -
○送電停止中の電線路への適用	- 6 -

II 電気事業法第61条関係

1 1項伐採（第1項に基づく伐採）	- 7 -
(1) 1項伐採の要件	- 7 -
ア 植物による障害・支障	- 7 -
①「植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし若しくは及ぼすおそれがある場合」	- 7 -
②「植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量、実地調査、又は工事に支障を与える場合」	- 8 -
イ 「やむを得ない」場合であること	- 8 -
①伐採等以外に合理的な方法がないこと	- 8 -
②植物の所有者と協議が調わないとき、又は協議することができないとき	- 8 -
a. 植物の所有者と協議が調わないとき	- 8 -
b. 植物の所有者と協議することができないとき	- 8 -
(2) 1項伐採の手続	- 9 -
ア 電気事業者からの伐採許可申請	- 9 -
○生育特性を考慮すべき植物の伐採等の許可申請について	- 9 -
イ 経済産業局長等による通知及び意見照会	- 9 -
○通知の対象者	- 9 -
○通知の方法	- 9 -
○植物の所有者が不明の場合等	- 10 -
○通知の内容	- 10 -
○意見書の取扱い	- 10 -
ウ 経済産業局長等の許可	- 10 -
○許可の基準	- 10 -
○生育特性を考慮すべき植物の伐採許可	- 10 -
エ 電気事業者による通知（第2項）	- 10 -
○通知の対象者	- 11 -
○通知の方法	- 11 -

○通知の内容	- 11 -
○通知先の植物の所有者が不在・植物の所有者が不明の場合等	- 11 -
オ 伐採計画書・伐採報告書	- 11 -
（ア） 伐採計画書を提出する場合	- 11 -
（イ） 伐採報告書を提出する場合	- 12 -

2 3項伐採（第3項に基づく伐採）	- 12 -
（1）3項伐採の要件	- 12 -
ア 植物による電線路への障害	- 12 -
イ 障害の放置による電気供給への重大な支障又は公共の安全阻害のおそれ	- 12 -
（2）3項伐採の手続	- 12 -
ア 電気事業者による経済産業局長等への届出	- 12 -
イ 植物の所有者への通知	- 13 -
3 伐採の方法等	- 13 -
（1）伐採方法	- 13 -
（2）所有権の帰属	- 13 -
（3）伐採作業の委託	- 13 -

Ⅲ 電気事業法第59条関係

（1）59条土地立入りの要件	- 14 -
（2）59条土地立入りの手続	- 14 -
ア 電気事業者からの立入り許可申請	- 14 -
イ 経済産業局長等による通知	- 15 -
○通知の対象者	- 15 -
○通知の方法	- 15 -
○通知先が不明の場合等	- 15 -
○通知の内容	- 15 -
○意見書の取扱い	- 15 -
ウ 経済産業局長等の許可	- 15 -
○許可の基準	- 15 -
エ 電気事業者による通知（第3項において準用する第58条第4項）	- 15 -
○通知の対象者	- 16 -
○通知の方法	- 16 -
○通知の内容	- 16 -
○通知先が不明の場合等	- 16 -
オ 立入調査計画書・結果報告書	- 16 -
○立入調査計画書を提出する場合	- 16 -
○立入調査結果報告書を提出する場合	- 16 -

IV 補償関係

1 損失補償（第62条）	- 17 -
○補償金の請求期間	- 17 -
2 補償の裁定（第63条）	- 18 -
（1）裁定申請の要件	- 18 -
（2）裁定の手続	- 18 -
ア 当事者からの申請	- 18 -
イ 知事による当事者への通知	- 18 -
ウ 答弁書の提出	- 18 -
エ 裁定	- 18 -
（3）裁定後の措置	- 19 -
ア 裁定内容	- 19 -
イ 救済手続	- 19 -
①当事者訴訟	- 19 -
②抗告訴訟	- 19 -
③審査請求	- 19 -

添付資料

- 1－1 1 項伐採業務フロー図
- 1－2 1 項伐採許可申請書（例）
- 1－3 交渉経過記載書面（例）
- 1－4 経済産業局長等による通知書（例）
- 1－5 公示送達（例）
- 1－6 経済産業局長等の許可証（例）
- 1－7 電気事業者による通知書（例）
- 1－8 伐採計画書（例）
- 1－9 伐採作業従事者名簿（例）
- 1－10 伐採報告書（例）
- 1－11 電気設備に関する技術基準抜粋
- 1－12 樹木と電線との離隔の考え方（例）
- 1－13 対象植物明細書（例）
- 1－14 対象植物平面図（例）
- 1－15 実測縦断面図（例）
- 1－16 対象植物縦断面図（例）
- 1－17 対象植物横断面図（例）
- 1－18 公図（写）
- 2－1 3 項伐採業務フロー図
- 2－2 伐採届出書（例）
- 2－3 伐採通知書（例）
- 3－1 土地立入業務フロー図
- 3－2 立入許可申請書（例）
- 3－3 交渉経過記載書面（例）
- 3－4 経済産業局長等の土地立入許可証（例）
- 3－5 電気事業者による土地立入通知（例）
- 3－6 立入調査計画書（例）
- 3－7 立入調査結果報告書（例）
- 4－1 業務フロー図
- 4－2 裁定申請書（例）
- 4－3 知事による被裁定者への通知書（例）
- 4－4 知事による裁定の通知書（例）

I はじめに

1 指針の目的

この指針は、電気事業者が電気の安定供給、公共の安全の確保等のため、電線路に障害となる植物について、電気事業法第61条の規定に基づき伐採・移植（以下「伐採等」という。）を行う場合、その手続等の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、作成したものである。

2 電気事業法第61条の趣旨

(1) 趣 旨

電線路は長大であり、山林、原野、宅地その他その経過地は広範にわたっているため、電線路の保安、電気工作物の測量・実地調査・電線路の工事にあたり、他人の竹木その他の植物が支障となることが極めて多い。その際には、まず、電気事業者と植物の所有者との間で、その植物の伐採等について協議を行い、その協議が調った上で伐採等が行われるべきではあるが、電気事業者と植物の所有者との協議が調わず、又は協議することができない限り植物の伐採等ができないとすると、電気の供給に重大な支障を及ぼすばかりではなく、火災発生等公共の安全を阻害するおそれも大きい。

このため、本条に基づく伐採等は、電気事業の高度な公益性に鑑み、電気の安定供給、公共の安全の確保等電気事業の適確な遂行を図るために認められたものである。

(2) 種 別

電気事業法第61条に基づく伐採等には、植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長（植物の所在地が2以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。）（以下この(2)及びⅡにおいて「経済産業局長等」という。）の許可に基づき行う伐採等（同条第1項。以下「1項伐採」という。）及び経済産業局長等の許可を要せず事後電気事業者が経済産業局長等に届け出る伐採等（同条第3項。以下「3項伐採」という。）の2種類がある。

これらの伐採等はその要件・手続が異なり、1項伐採は、許可の申請があったときは、経済産業局長等が植物の所有者へ通知することにより意見書を提出する機会が付与されている等植物の所有者の権利保護が図られている一方、3項伐採は、緊急性・危険性が求められる観点から、それらの手続が省略されている。

なお、1項伐採を行う権利は、経済産業局長等の許可により発生する公法上の権利である一方、3項伐採を行う権利は緊急避難の性格を有するものである。

（権限の委任）

第114条 （略）

2・3 （略）

4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5・6 （略）

○ 電気事業法施行令（昭和29年政令第68号）

（権限の委任）

第27条（略）

2 （略）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十五号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

（略）	（略）
二十五 法第五十九条第一項及び同条第二項において準用する法第五十八条第三項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある土地に関するもの	土地の所在地を管轄する経済産業局長
二十六 法第六十一条第一項、同条第三項（法第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第六十一条第四項において準用する法第五十八条第三項の規定に基づく権限であつて、一の経済産業局の管轄区域内のみにある植物に関するもの	植物の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長
（略）	（略）

4 （略）

3 適用範囲

本指針において、第59条、第61条（1項伐採及び3項伐採）、第62条、第63条は、「電気事業の用に供する」電気工作物に関するものであるので、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業のいずれの事業においても適用が認められる。なお、小売電気事業者が自ら電気工作物を維持・運用することは基本的には想定されないことから、原則として小売電気事業者には第61条の規定は適用されないこととされている（第58条第1項）が、第66条において読み替えて準用する第61条第3項に規定する火災防止のための植物の伐採等については、保安のために必要との観点から、小売電気事業者及び自家用電気工作物設置者にも植物の伐採等が認められるものとされている。同様に、第66条において読み替えて準用する第62条、第63条において、小売電気事業者及び自家用電気工作物設置者にも同条の適用が認められるものとされている。

○送電停止中の電線路への適用

1項伐採及び3項伐採は、電気の安定供給、公共の安全の確保等の観点から認められているのであるから、それらを阻害する危険性がない場合にはその適用は認められない。なお、設備の更新、改良、点検等のために一時的に送電を停止させている場合や、事故等の発生により一時的に送電が停止している場合等、当該電線路が廃止されておらず、近い将来送電し使用することが予想される場合には、その適用が認められる。

II 電気事業法第61条関係

(植物の伐採又は移植)

第61条 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

3 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、火災又はその他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4 第58条第3項の規定は、第1項の許可の申請があった場合に準用する。

[参考；第58条第3項]

経済産業大臣は、前項の許可の申請があったときは、その旨を土地等の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

[解説]

1 1項伐採（第1項に基づく伐採）

(1) 1項伐採の要件

1項伐採の要件は、ア 植物による障害・支障、かつ、イ「やむを得ない」場合であること、である。

ア 植物による障害・支障

1項伐採は、①植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし若しくは及ぼすおそれがある場合又は②植物が電気事業の用に供する電気工作物等に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を与える場合に該当することが必要である。

①「植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし若しくは及ぼすおそれがある場合」

植物が電線に接触している場合は当然であるが、法定の離隔距離（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第29条に基づき電気事業者が確保することとされている電線路と植物との離隔距離）が保たれていない場合にも、最悪の自然条件の下では地絡事故等の発生も想定されることから、法定の離隔距離が保たれていない場合又は現状のまま放置しておくともなく法定の離隔距離を保つことができ

なくなることが予想される場合等も含む。

したがって、植物が離隔距離内に進入している場合や近く進入することが見込まれる場合には、当該要件を充足する。なお「近く」の期間は、許可等の手続及び伐採に要する期間、植物の種類や生育特性等を十分考慮する必要がある。

②「植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を与える場合」

「測量・実地調査・工事」は、電気工作物の設置に係るもののほか、その修理・改造等に係るものも含む。

イ 「やむを得ない」場合であること

「やむを得ない」場合とは、①伐採等以外に合理的な方法がない場合において、②植物の所有者と協議が調わないとき、又は協議することができないときをいう。なお、第59条の規定による土地への立入りを行った場合、その立入りを行う前に、植物の所有者と植物の伐採等に関する協議を行っていた場合においても、その協議は「②植物の所有者と協議が調わないとき、又は協議することができないとき」の要件の充足を判断する上での一要素として考慮される。

① 伐採等以外に合理的な方法がないこと

植物が電線路に障害を及ぼし若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物等に関する測量等に支障を与える場合において、当該植物の伐採等を行うことなくその状況を除去するためには、送電線路の嵩上げやルート変更等の設備対応を行わなければならないが、一般的に、それらに要する期間は長期に及び費用も多額になるため、時間的及び経済的に対応が不可能か著しく困難である。したがって、通常は植物による障害・支障を除去するためには伐採等以外に方法はなく、「やむを得ない」場合に該当する。

また、植物の伐採等にあたっては電気事業法第61条以外の法的措置も実施され得るが、電気事業法第61条は電気事業の高度な公益性に鑑み、電気事業者に認められた公益事業特権である。したがって、電気事業法以外の法的措置によりそれを実現する余地があるとしても、電気事業法に基づく手続を選択することは妨げられない。

なお、伐採と移植の選択については、移植先の確保や枯損の問題があるため、移植が物理的に可能であり、かつ当該植物の特性（地域の信仰の対象である等）や経済性の観点から移植に合理性がある場合にのみ移植を選択する必要性が認められるが、一般的には伐採を選択して差し支えない。

② 植物の所有者と協議が調わないとき、又は協議することができないとき

植物の伐採等について、植物の所有者との協議の余地があるうちは「やむを得ない」場合に該当しない。

しかし、植物の所有者と協議が調わない又は協議をすることができないことによって、植物が電線路等に障害・支障を及ぼしている状況を放置することは、電力の安定供

給や公共の安全の確保の観点から適切ではない。上記②「植物の所有者と協議が調わないとき、又は協議することができないとき」に該当する場合としては、以下のようなものがある。

a. 植物の所有者と協議が調わないとき

植物の所有者が、合理的な理由なく協議を拒否している、又は社会通念に照らして著しく過大な補償を要求している等、協議の進展の余地が小さく、当事者間での合意が困難と認められる場合をいう。

b. 植物の所有者と協議することができないとき

植物の所有者が不明の場合等（植物の所有者は、その植物が生育している土地の所有者である場合が多いと考えられるが、当該土地の所有者について、電気事業者が国土交通省策定の「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン」に示される調査方法に準じて調査を実施し、それでもなお当該土地の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合をいう。以下II及びIVにおいて同じ。）のほか、相続人が相続放棄の申述をしているときや所有権について争いがある場合等、実質的に協議を行うことができない場合をいう。

ただし、電気事業者が伐採等を目的として植物の所有者を調査する場合において、上記ガイドラインの要件等から採り得ない調査方法については省略することができる。

(2) 1項伐採の手続

1項伐採の手続は、ア 電気事業者からの伐採許可申請、イ 経済産業局長等による通知及び意見照会、ウ 経済産業局長等の許可、エ 電気事業者による通知、オ 伐採計画書・伐採報告書、である。
(添付資料1-1「1項伐採業務フロー図」参照)

ア 電気事業者からの伐採許可申請

1項伐採の権利は、電気事業者からの伐採許可申請に対して経済産業局長等が許可することにより発生する。したがって、電気事業者からの伐採許可申請が必要である。

なお、この申請は書面により行う。

(添付資料1-2「1項伐採許可申請書(例)」)

○生育特性を考慮すべき植物の伐採等の許可申請について

短期間で急速に成長する性質を有する植物や、株立ちする性質を有する植物は、伐採許可申請において、数量で特定することが困難であることから、伐採対象の特定に代えて伐採等の予定範囲を明示することにより申請することができる。

この場合においても、伐採等が許可され得る植物は、伐採予定範囲に存する植物のうち、植物と電線との法定の離隔距離が保たれていないもの又は現状のまま放置しておくともなく法定の離隔距離を保つことができなくなることが予想されるもの等に限定される。

イ 経済産業局長等による通知及び意見照会

経済産業局長等は、電気事業者からⅠ項伐採の申請があった場合、その旨を植物の所有者に通知し、意見書提出の機会を与えなければならない（第4項において準用する第58条第3項）。（添付資料1－4「経済産業局長等による通知書（例）」）

○通知の対象者

通知は植物の所有者に対して行う。植物の所有者が土地の所有者と同一の場合において、ここでの所有者とは「真実の所有者」であり（最判昭和28年2月18日、土地収用法に関する昭和35年4月20日建設事務次官回答参照）、登記簿の記載のみに依拠できないので注意を要する。また、当該土地の所有権について争いがある場合は、その係争者全員に対して通知を行う。

なお、第58条第3項は占有者に対しても通知する旨を定めているが、Ⅰ項伐採では所有者のみに通知すれば足りる（第61条第2項、第3項の通知先は植物の所有者に限定）。

○通知の方法

通知は、個別的な伝達を意味する。その方法は、必ずしも書面による必要はなく、口頭でもよいが（土地収用法施行令第6条参照）、後日の紛糾を避けるためには書面によるべきであり、配達証明付き内容証明郵便と併せて特定記録を活用する等の措置を講じることが望ましい。

意思表示の「到達」は、相手方が実際に意思表示を了知することまでは要求されず、相手方がその意思表示を了知できるような状態（相手の支配圏内）に置かれることで足りるとされており（最判昭和36年4月20日）、相手方の郵便受けに通知が入っている場合には、当該通知は相手方に到達したものと考えられる。また、書状等が相手方本人に手交される必要はなく、同居の親族に手交されれば足りるとされている（大判明治45年3月13日）。

また、内容証明郵便が不在返戻された事例において、不在配達通知書の記載により相手方が郵便物の内容を十分に推知することができ、かつ、郵便物が容易に受領可能な場合には、遅くとも留置期間の満了時に「到達」したものとされた例がある（最判平成10年6月11日参照）。

○植物の所有者が不明の場合等

植物の所有者が不明の場合等には、公示による意思表示（民法（明治29年法律第89号）第98条第2項）の手段により行うことが考えられる。

（添付資料1－5「公示送達（例）」）

○通知の内容

①電気事業法第61条第1項に基づく伐採等の申請があった旨、②申請した電気事業者名、③植物の所在する地点の表示及び伐採等の対象植物の種類・本数（Ⅱ1（2）アにおける生育特性を考慮すべき植物の伐採等において、申請時点で伐採対象を数量で特定

することができない場合は、伐採予定範囲）、④意見書が提出できる旨、⑤意見書提出期間、を通知する。

なお、意見書提出期間は、通知の到達予想日又は公告日から15日程度が妥当である。
(昭和41年4月18日兵庫県知事宛公益事業局長回答)。

○意見書の取扱い

意見書が提出された場合にはその内容を検討し、必要があれば許可の際の条件等に反映させる。

意見書が提出されその内容を正当と認めた場合であっても、客観的に1項伐採の要件を具備していると判断されたときは、許可しなければならない。

なお、期間内に意見書が提出されなかった場合には、そのまま手続を進めて差し支えない。

ウ 経済産業局長等の許可

1項伐採の権利は、経済産業局長等の許可により発生する公法上の権利である。

(添付資料1-6「経済産業局長等の許可証(例)」)

○許可の基準

経済産業局長等は、1項伐採の要件(①植物による障害・支障、かつ②「やむを得ない」場合であること)を具備していると判断した場合は、許可するものとする。

この許可(処分)は、許可されなかった場合の危険性等を考えると、経済産業局長等の自由裁量ではなく、いわゆる覇束裁量(法規裁量)と解される(土地収用法第14条に関する昭和29年7月21日建設省計画局長回答及び昭和32年10月29日建設省計画局総務課長回答参照)。

ただし、その範囲等は必要最小限とすべきであるので、要件を具備していると判断される場合も、その範囲等については十分に審査する必要がある。

また、審査にあたって現地調査は義務付けられていないが、必要であると判断した場合は、現地調査を行うこともできる。ただし、現地調査に日数を要し、伐採等の時宜を失することのないよう十分に留意しなければならない。

○生育特性を考慮すべき植物の伐採許可

植物の生育特性を考慮し、伐採対象の特定に代えて伐採予定範囲を明示のうえ申請している場合の伐採許可については、「伐採予定範囲に存する植物のうち、植物と電線との法定の離隔距離が保たれていないもの又は現状のまま放置しておくとも間もなく法定の離隔距離を保つことができなくなることが予想されるもの等に限定される」等の条件を許可証に明記することが望ましい。

エ 電気事業者による通知(第2項)

電気事業者は、経済産業局長等の許可後、伐採等の前に、植物の所有者に通知しなければならない。

なお、この通知は権利行使の要件であるから、通知せずに伐採等を行った場合は、その伐採等には何ら法的根拠がなく、不法行為（民法第709条）となる。ただし、この通知は効力発生要件ではないので、これを欠いても経済産業局長等の許可には影響を与えない。

○通知の対象者

通知は植物の所有者（真実の所有者）に対して行えば足り、占有者に対して行う必要はない。

また、所有権について争いがある場合は、係争者全員に対して通知を行う。

○通知の方法

通知は、個別的な伝達を意味する。その方法は、必ずしも書面による必要はなく、口頭でもよいが（土地収用法施行令第6条参照）、後日の紛糾を避けるためには書面によるべきであり、配達証明付き内容証明郵便と併せて特定記録を活用する等の措置を講じることが望ましい。

意思表示の「到達」は、相手方が実際に意思表示を了知することまでは要求されず、相手方がその意思表示を了知できるような状態（相手の支配圏内）に置かれることで足りるとされており（最判昭和36年4月20日）、相手方の郵便受けに通知が入っている場合には、当該通知は相手方に到達したものと考えられる。また、書状等が相手方本人に手交される必要はなく、同居の親族に手交されれば足りるとされている（大判明治45年3月13日）。

また、内容証明郵便が不在返戻された事例において、不在配達通知書の記載により相手方が郵便物の内容を十分に推知することができ、かつ、郵便物が容易に受領可能な場合には、遅くとも留置期間の満了時に「到達」したものとされた例がある（最判平成10年6月11日参照）。

○通知の内容

①電気事業法第61条第1項による伐採等の許可があった旨、②植物の所在する地点の表示及び伐採等の対象植物の種類・本数（Ⅱ1（2）アにおける生育特性を考慮すべき植物の伐採等において、申請時点で伐採対象を数量で特定することができない場合は、伐採予定範囲）、③伐採等の日時、④伐採等の方法・程度、⑤伐採等を行った後の措置（伐採等が行われた後の植物の取扱い、補償関係）を通知する。

（添付資料1ー7「電気事業者による通知書（例）」）

○通知先の植物の所有者が不在・植物の所有者が不明の場合等

植物の所有者が旅行中等の事情により、相手方が不在の場合には、伐採等が行われた後、遅滞なく通知する（第2項ただし書）。

また、植物の所有者が所在不明の場合等には、伐採等が行われた後ではなく、確知後遅滞なく通知すれば足りる。

オ 伐採計画書・伐採報告書

電気事業者は、伐採工事の内容等について、伐採計画書及び伐採報告書を経済産業局長等へ提出することが望ましい。

(ア) 伐採計画書を提出する場合

伐採の前に、①伐採の日時、②工事内容、③伐採の方法・範囲、④事故防止対策、⑤伐採従事者等の計画を経済産業局長等に提出する。

(添付資料 1－8「伐採計画書(例)」)

(イ) 伐採報告書を提出する場合

伐採後伐採工事の結果概要を経済産業局長等に提出する。

(添付資料 1－10「伐採報告書(例)」)

2 3項伐採(第3項に基づく伐採)

(1) 3項伐採の要件

3項伐採の要件は、ア 植物による電線路への障害があつて、イ 障害の放置による電気供給への重大な支障又は公共の安全阻害のおそれ、である。

ア 植物による電線路への障害

植物が電線路に障害を及ぼしている場合としては、植物が電線に接触している場合のほか、最小絶縁間隔を保つことができない場合も含まれる。

最小絶縁間隔とは、遮断器の開閉操作時の過電圧によっても閃絡が発生しない間隔のことをいう。遮断機の開閉操作時に過電圧による閃絡が生じた場合には保護装置が働き送電停止の事態が予想されることから、最小絶縁間隔以下の離隔では電線路に障害があるものと考えられる。

最小絶縁間隔を保つことができない場合とは、植物と電線路の間隔が最小絶縁間隔より小さくなっている場合だけでなく、それ以上植物の成長が進めば、最小絶縁間隔を確保するための伐採作業を安全に行ううえで必要な間隔が確保できなくなる場合も該当するものと考えられる。

イ 障害の放置による電気供給への重大な支障又は公共の安全阻害のおそれ

「電気供給への重大な支障を生じるおそれのある場合」とは、広範囲の停電、著しい周波数変動・電圧変動を生じるおそれのある場合等電気の正常な供給義務が著しく妨げられるおそれのある場合をいう。植物が物理的に電線路を損壊していることにより、既に電気の供給に重大な支障を生じており、この植物を伐採等しなければ、電気の正常な供給義務の履行が不可能となるような場合も含まれる。また、「重大」の判断にあたっては、精密な電子機器の普及等、現代社会における電気利用の重要性に鑑み、瞬間の停電によっても社会的経済的に大きな影響があることに留意する。

なお、「電線路を著しく損壊して」という要件について、必ずしも物理的な損壊が必要となる訳ではなく、実際には電線路の保護機能により自動的に送電が停止し、電線路の損壊は未然に防止されとしても、「電気供給への重大な支障のおそれ」があるものと判断して差し支えない。

また「公共の安全阻害のおそれ」とは、火災発生のおそれ等をいう。

(2) 3項伐採の手続

3項伐採の手続は、伐採等を行った後のア 電気事業者による経済産業局長等への届出、イ 植物の所有者への通知、である。

(添付資料2-1「3項伐採業務フロー図」参照)

ア 電気事業者による経済産業局長等への届出

電気事業者は、植物の伐採等を行った後、遅滞なく、第3項に基づき伐採した旨を経済産業局長等へ届け出る。届出の内容は、1項伐採の申請書に準じたものとする。

(添付資料2-2「伐採届出書(例)」)

イ 植物の所有者への通知

植物の所有者が不明等の場合については、「Ⅱ 1 (2) エ 電気事業者による通知」に準ずる。

なお、通知の内容については、「伐採届出書」に準じたものとする。

(添付資料2-3「伐採通知書(例)」)

3 伐採の方法等

(1) 伐採方法

原則として枝打ち又は芯止めとする。

ただし、伐採技術上枝打ち・芯止めに危険が伴う場合や、植物の成長が早く枝打ち・芯止めでは短期間の内に再度伐採が必要となる場合等合理的な理由があれば、根元伐採を行うことができる。

なお、伐採方法の選定にあたっては、植物の種類や生育特性等を総合的に考慮するものとする。

(2) 所有権の帰属

1項伐採及び3項伐採は、電気事業者に伐採等を行う権利が与えられることにとどまり、植物の所有権は従来の所有者に帰属する。

(3) 伐採作業の委託

1項伐採又は3項伐採に係る権限を行使できる主体は電気事業者のみであるが、実際に当該権限に基づく伐採作業を行うときには、電気事業者は当該作業を他の者に委託することができる。

Ⅲ 電気事業法第59条関係

電気事業者は植物が電線路に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、伐採等の対象となる植物を特定するために現地調査を行う必要があるときなど、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、その土地の所在地を管轄する経済産業局長（土地の所在地が2以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは経済産業大臣。以下このⅢにおいて「経済産業局長等」という。）の許可に基づき当該土地に立ち入ることができる（第59条。以下「59条土地立入り」という。）。

（立入り）

第59条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の許可の申請があつた場合に準用する。

3 前条第4項、第5項及び第7項本文の規定は、電気事業者が第1項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。

〔参考：第59条第2項及び第3項において準用する第58条（〔 〕内は読替え部分）〕

（一時使用）

第58条 （準用せず）

2 （準用せず）

3 経済産業大臣は、〔第59条第1項〕の許可の申請があつたときは、その旨を〔土地〕の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 電気事業者は、〔第59条第1項〕の規定により他人の〔土地に立ち入ろう〕とするときは、あらかじめ、〔土地〕の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

5 〔第59条第1項の〕規定により〔立ち入ろうとする土地〕が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

6 （準用せず）

7 〔第59条第1項〕の規定により他人の土地等に立ち入る者は、〔同項〕の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

〔以下、準用せず。〕

〔解説〕

（1）59条土地立入りの要件

59条土地立入りは、伐採等の対象となる植物を特定するための現地調査を行うための立入り等、その目的が、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のためであることを前提とし、立入りの期間について目的を達するに妥当な期間であることが必要である。

(2) 59条土地立入りの手続

59条土地立入りの手続は、ア 電気事業者からの立入許可申請、イ 経済産業局長等による通知、ウ 経済産業局長等の許可、エ 電気事業者による通知、オ 立入調査計画書・結果報告書、である。
(添付資料3-1「土地立入業務フロー図」)

ア 電気事業者からの立入り許可申請

59条土地立入りの権利は、電気事業者からの立入許可申請に対して経済産業局長等が許可することにより発生する。したがって、電気事業者からの土地立入許可申請が必要である。

なお、この申請は書面により行う。(添付資料3-2「土地立入許可申請書」(例))

イ 経済産業局長等による通知

経済産業局長等は、電気事業者から立入許可の申請があった場合、その旨を土地の所有者及び占有者に対して通知し、意見書提出の機会を与えなければならない(第2項において準用する第58条第3項)。

○通知の対象者

通知は土地の所有者及び占有者に対して行う。ここでいう土地の所有者とは「真実の所有者」であり(最判昭和28年2月18日、土地収用法に関する昭和35年4月20日建設事務次官回答参照)、登記簿の記載のみに依拠できないので注意を要する。

また、当該土地の所有権について争いがある場合は、その係争者全員に対して通知を行う。

○通知の方法

1 項伐採の場合と同様である。

○通知先が不明の場合等

1 項伐採の場合と同様である。

○通知の内容

①電気事業法第59条第1項に基づく土地立入りの申請があった旨、②申請した電気事業者名、③土地の所在地、④土地の所有者及び占有者は意見書が提出できる旨、⑤意見書提出期間を通知する。

なお、意見書提出期間は、通知の到達予想日又は公告日から15日程度が妥当である(昭和41年4月18日兵庫県知事公益事業局長回答)。

○意見書の取扱い

1 項伐採の場合と同様である。

ウ 経済産業局長等の許可

59条土地立入りの権利は、経済産業局長等の許可により発生する公法上の権利である。

（添付資料3－4「経済産業局長等の土地立入許可証（例）」）

○許可の基準

経済産業局長等は、59条土地立入りの要件（立入りの目的が、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のためであることを前提とし、①土地の所有者等との間で土地の立入りについて承諾が得られない場合等により、立入りが困難と認められること、②立入りの期間について、目的を達するに最小限の妥当な期間であることが必要）に基づき、許可するものとする。

この許可（処分）は1項伐採と同様に、いわゆる羈束裁量（法規裁量）と解される。（土地収用法第14条に関する昭和29年7月21日建設省計画局長回答及び昭和32年10月29日建設省計画局総務課長回答参照）

また、測量又は実地調査ができなければ電気事業者は植物と電線の離隔距離等を把握できず、ひいては電線路に障害が生じかねないことから、経済産業局長等は可能な限り速やかに審査を進めることが求められる。

エ 電気事業者による通知（第3項において準用する第58条第4項）

電気事業者は、経済産業局長等の許可後土地立入りの前に、土地の占有者に通知しなければならない。

なお、通知せずに土地に立ち入った際の取扱いについては1項伐採の場合と同様である。

○通知の対象者

通知は土地の占有者に対して行えば足り、所有者に対して行う必要はない（条文のとおり）。

また、所有権について争いがある場合は、係争者全員に対して通知を行う。

○通知の方法

1項伐採の場合と同様である。

○通知の内容

①電気事業法第59条に基づく土地立入りの許可があった旨、②土地の所在地、③土地立入りの日時を通知する。

（添付資料3－5「電気事業者による土地立入通知（例）」）

○通知先が不明の場合等

1項伐採の場合と同様である。

オ 立入調査計画書・結果報告書

電気事業者は、土地立入りの内容等について、立入調査計画書及び立入調査結果報告書を

経済産業局長等へ提出することが望ましい。

○立入調査計画書を提出する場合

土地立入りの前に、①立入りの日時、②調査内容、③調査・測量方法、④立入作業従事者等の計画を経済産業局長等に提出する。

(添付資料 3－6「立入調査計画書(例)」)

○立入調査結果報告書を提出する場合

土地立入り後、立入調査の結果概要を経済産業局長等に提出する。

(添付資料 3－7「立入調査結果報告書(例)」)

IV 補償関係

(損失補償)

第62条 電気事業者は、第58条第1項の規定により他人の土地等を一時使用し、第59条第1項の規定により他人の土地に立ち入り、第60条第1項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第1項若しくは第3項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによって損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

第63条 前条の規定による損失の補償について、電気事業者と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議が調わないときは、電気事業者又は損失を受けた者は、当該土地等若しくは土地又は障害となつた植物の所在地を管轄する都道府県知事の裁定を申請することができる。

2 第25条第3項から第5項まで及び第33条の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第25条第3項及び第4項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

[参考；第63条第2項において読み替えて準用する第25条第3項から第5項まで及び第33条の読替え規定。[]内は読替え部分。]

第25条 (準用せず)

2・3 (準用せず)

3 [都道府県知事]は、[第63条第1項]の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 [都道府県知事]は、[第63条第1項]の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 [第63条第1項]の裁定があったときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第33条 [第63条第1項]の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3 [第63条第1項]の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

[解説]

1 損失補償 (第62条)

植物の伐採等により損失が発生した場合には、通常生じる損失を補償しなければならない (第62条)。

補償額は、「電源開発等に伴う損失補償基準」（平成12年12月21日資第14号）に基づき算定する。

○補償金の請求期間

被補償者（植物の所有者）が補償金を受けることのできる期間は、民法の一般原則に従う。

2 補償の裁定（第63条）

損失補償について、当事者間の協議をすることができず、又は協議が調わない場合には、電気事業者又は損失を受ける者（植物の所有者）は、損失補償について知事の裁定を求めることができる。

（1）裁定申請の要件

裁定申請の要件は、損失補償について、当事者間の協議をすることができず、又は協議が調わないことである。ここでいう「協議することができず」とは、植物の所有者が不明の場合等をいい、協議ができるにもかかわらず協議しないときは含まれない。また、「協議が調わない」とは、植物の所有者が合理的な理由なく協議を拒否している、又は社会通念に照らして著しく過大に補償を要求している等、協議の進展の余地が小さく、当事者間での合意が困難と認められる場合をいう。

（2）裁定の手続

裁定の手続は、①当事者からの申請、②知事による当事者への通知、③答弁書の提出、④裁定、である。

ア 当事者からの申請

電気事業者又は損失を受けた者は、損失補償について知事に対し裁定を申請することができる。その申請は書面により行う。

（添付資料4－2「裁定申請書（例）」）

イ 知事による当事者への通知

裁定申請を受理した場合、知事は、答弁書を提出する機会を与えるため、その旨を他の当事者へ通知する。

通知内容は単に申請があった旨だけでなく、申請の内容も含まれる。

（添付資料4－3「知事による被裁定申請者への通知書（例）」）

なお、相手方が所在不明等のため通知先の氏名・住所等を確知できない場合には、通知ではなく公告により行う。具体的な方法は、民事訴訟法に定める公示送達により行う（民法第98条第2項）。

答弁書提出期間は、通知の到達予定日又は公告日から15日程度が妥当である（昭和41年4月18日兵庫県知事公益事業局長回答）。

ウ 答弁書の提出

当事者は、答弁書を提出することができるが、その内容は損失補償に関する事項に限られ、単に「伐採許可に反対する」「伐採許可は不当である」等では答弁書の内容にはならない。

知事は、答弁書の内容について疑義がある場合、あるいはその内容について他方当事者の主張を確認する必要がある場合等には、必要に応じ当事者から意見を聴取することもできる。

エ 裁定

知事は、答弁書等による当事者の主張も斟酌したうえで、独自の判断により裁定を行う。

裁定においては、補償金の額並びにその支払い時期及び方法を定める。

なお、知事は、裁定後遅滞なく、裁定があった旨及びその内容を当事者へ通知する。

(添付資料4-4「知事による裁定の通知書(例)」)

なお、相手方が所在不明等のため通知先の氏名・住所等を確知できない場合には、通知ではなく公告により行う。(Ⅳ2(2)イ「知事による当事者への通知」参照)

(3) 裁定後の措置

ア 裁定内容

知事が裁定を行った場合には、その裁定に従い当事者間に協議が調ったものとみなされ(第63条第2項において読み替えて準用する第25条第4項)、裁定内容が協議内容となり、以後当事者間の私法上の債権債務関係となる。

したがって、裁定後は民法の一般原則に従うこととなり、相手方の受領拒絶・相手方不確知等の場合は、補償金を供託することができる(民法第494条)。

イ 救済手続

裁定について不服がある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求をすることができ、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき処分取消しの訴えを提起することができる。

補償金額について不服がある場合は、審査請求を行うことができず、当事者訴訟によらなければならない(第63条第2項において準用する第33条第3項。)

① 当事者訴訟

裁定のうち損失補償金額に不服がある者は、通知の日(到達日)から6ヶ月以内に、他の当事者を被告として訴訟によってその金額の増減を請求することができる(第63条第2項において準用する第33条第1項及び第2項)。

被告は他の当事者であり(被補償者が提訴する場合は電気事業者)、裁定を行った知事は被告とはならない。

② 抗告訴訟

損失補償金額以外の裁定に不服がある者は、その取消又は無効の確認を求めて行政訴訟を提起することができる（行政事件訴訟法第3条第3項又は第4項）。

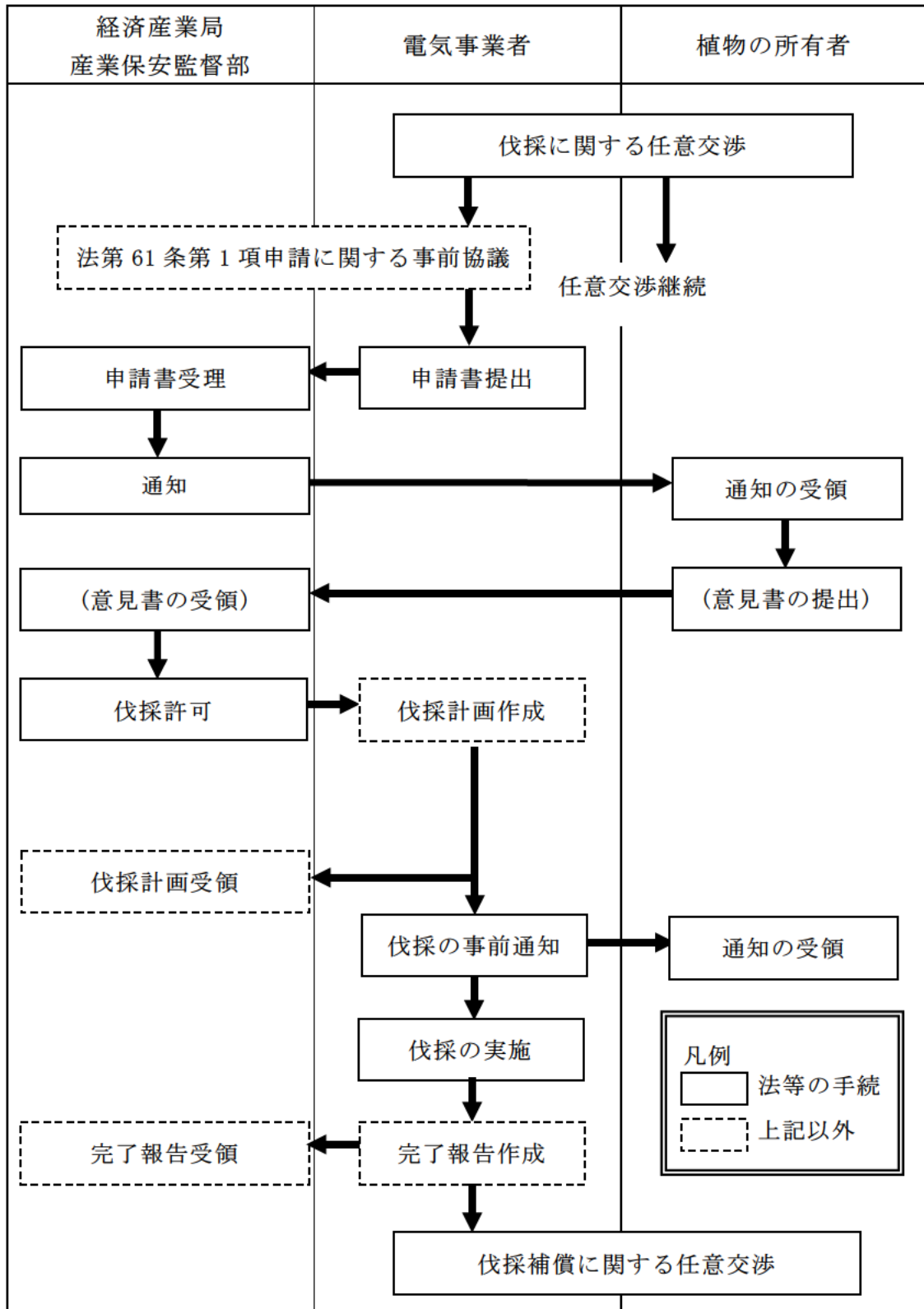
この場合の被告は知事となる。

③ 審査請求

知事の処分又は不作為について不服がある者は、事務の適正処理の確保の必要性等の観点から都道府県知事に対し審査請求を行うことができる（行政不服審査法第4条第1号）。

以 上

【添付資料 1 - 1】 1 項伐採業務フロー図（電気事業法第 6 1 条第 1 項）



【添付資料 1－2】 1 項伐採許可申請書（例）
様式第 6 7 の 4 （施行規則第 104 条の 4 関係）

植物の伐採又は移植許可申請書					
年 月 日					
〇〇経済産業局長 殿					
住 所					
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印					
電気事業法第 6 1 条第 1 項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植許可を受けたいので申請します。					
伐採又は移植の目的	〇〇kV〇〇〇線線下にある上記の土地に自生する植物が「電気設備に関する技術基準を定める省令およびその解釈」の離隔距離内に進入し、あるいは進入するおそれがあるため、伐採によりその解消を図る。				
植物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番				
植物の種類及び数量 （許可対象（伐採等の対象となる植物の種類及び数量）を記載する。なお、法定離隔内に進入している植物と進入するおそれのある植物がある場合には別に記載する。）	種類 合計	杉	檜	広葉樹	合計
	法定離隔距離を保てないもの	8 本	12 本	17 本	37 本
	法定離隔距離を保てないおそれのあるもの	22 本	38 本	56 本	116 本
	合 計	30 本	50 本	73 本	153 本
植物の所有者の住所 及び氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇 〇〇				
伐採又は移植の方法	電線の静止状態および最大横触れ時における各電線から〇〇m 以内の部分について、芯止めまたは枝打ちの方法により伐採する。ただし、伐採作業に危険が伴う場合は根元伐採とする。				
伐採又は移植の時期	許可後すみやかに実施する。				
許 可 申 請 の 事 情	当該植物は当社送電線路〇〇 k V〇〇〇線に対し、電気設備の技術基準に抵触しあるいは抵触するおそれがあるため、当該植物の所有者と再三伐採の交渉を行ったが、相手方は高額な伐採補償金を要求して協議がととのわず、このまま放置すれば地絡事故による大規模な停電や山林火災の発生が予想されるため、やむを得ず許可申請に至ったものである。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※申請時点で伐採対象を数量で特定できない場合（竹・アカシア等）における「植物の種類及び数量」の項目の記載方法については、①数量欄に対象面積を記載の上、②添付書類の公図上に申請範囲を図示すること。

<「植物の種類及び数量」欄の記載例>

種類 区分	杉	未成竹 (孟宗竹)	合 計
法定離隔距離を 保てないもの			
法定離隔距離を 保てないおそれ のあるもの	3 本	植物の所在地に植生 する未成竹（添付書類 No. ○）の範囲 [対象面積 2,000 m ²]	3 本 対象面積 2,000 m ²
合 計	3 本	対象面積 2,000 m ²	3 本 対象面積 2,000 m ²

【添付資料 1－3】交渉経過記載書面（例）

当該植物の所有者と交渉した経過を記載した書面

交渉年月日 相手方 (場所)	交渉内容

以 上

【添付資料 1－4】経済産業局長等による通知書（例）

年 月 日

（植物所有者） 殿

〇〇経済産業局長
〇〇産業保安監督部長

通 知 書

〇〇電力株式会社から電気事業法第61条第1項による伐採等の許可申請がありましたので、同条第4項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1 伐採等の許可申請

- (1) 申請者 〇〇電力株式会社
(2) 申請年月日 年 月 日

2 植物の所在する地点

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

3 植物の種類および数量

種類 区分	杉	檜	広葉樹	合計
法定の離隔距離内に進入しているもの	8 本	12 本	17 本	37 本
法定の離隔距離内に進入のおそれのあるもの	22 本	38 本	56 本	116 本
合計	30 本	50 本	73 本	153 本

4 意見書の提出

伐採等に関し意見がある場合は、電気事業法第61条第4項において準用する同法第58条第3項に基づき意見書を提出することができます。

なお、意見書の提出期限は 年 月 日とします。

（ 事務担当 [担当部課名]
電話番号 ）

以 上

※申請時点で伐採対象を数量で特定できない場合（竹・アカシア等）における「3. 植物の種類及び数量」の項目の記載方法については、①数量欄に対象面積を記載の上、②申請範囲を図示した公図を添付書類として付けること。

<「植物の種類及び数量」欄の記載例>

区分 \ 種類	杉	未成竹 (孟宗竹)	合 計
法定離隔距離を 保てないもの			
法定離隔距離を 保てないおそれ のあるもの	3 本	植物の所在地に植生 する未成竹（添付書類 No. ○）の範囲 [対象面積 2,000 m ²]	3 本 対象面積 2,000 m ²
合 計	3 本	対象面積 2,000 m ²	3 本 対象面積 2,000 m ²

【添付資料 1－5】公示送達（例）

	年	月	日
	〇〇簡易裁判所	民事第〇室	
	裁判所書記官	〇〇	〇〇
公 示 送 達			
申立人	〇〇経済産業局		
	〇〇産業保安監督部		
相手方	△	△	△ △
上記当事者間の意思表示の公示申立事件について、相手方に送達する下記書類は、〇〇簡易裁判所民事第〇室書記官室に保管してあるので、出頭の上、受領してください。			
記			
通知書（ 年 月 日付け）			
以 上			

※ 通知書は添付資料 1－4「経済産業局等による通知書（例）」を参照のこと。

【添付資料 1－6】経済産業局長等の許可証（例）

年 月 日

氏 名（名称及び代表者の氏名）

〇〇経済産業局長
〇〇産業保安監督部長

植物の伐採の許可について

年 月 日付け〔発信番号〕で申請のありました植物の伐採については、電気事業法第 6 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

なお、伐採後、損失補償について植物の所有者と協議してください。

記

対象となる植物

1 植物の所在する地点

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

2 植物の種類および数量

区分 \ 種類	杉	檜	広葉樹	合計
法定の離隔距離内に進入しているもの	8 本	12 本	17 本	37 本
法定の離隔距離内に進入のおそれのあるもの	22 本	38 本	56 本	116 本
合計	30 本	50 本	73 本	153 本

【添付資料 1－7】電気事業者による通知書（例）

年 月 日

（植物所有者） 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

植物の伐採等について（通知）

電気事業法第61条第1項の規定により〇〇経済産業局長および〇〇保安監督部長の許可を受け、下記のとおり植物の伐採等を行いますので、同条第2項に基づき通知いたします。

記

1 植物の種類および数量

区 分	種 類			
	杉	檜	広葉樹	合 計
法定の離隔内に侵入しているもの	8 本	12 本	17 本	37 本
法定の離隔内に侵入するおそれのあるもの	22 本	38 本	56 本	116 本
合 計	30 本	50 本	73 本	153 本

2 植物の所在する地点

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

3 伐採等の日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

（天候により立入りの日時が変更となる場合があります）

4 伐採等の方法

電線の静止状態および最大横振れ時における電線から〇m以内の部分について、芯止めまたは枝打ちの方法により伐採する。ただし、伐採作業に危険が伴う場合は根元伐採とする。

5 伐採後の措置

（1）伐採した植物は鉄塔Na〇からNa〇間の線下に集積する。

（2）伐採した植物の補償については、後日協議する。

6 添付書類

植物の伐採等許可証（写）

【添付資料 1－8】伐採計画書（例）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

植物伐採計画について

電気事業法第 6 1 条第 1 項の規定に基づき、年月日付け〔発信番号〕をもって許可を受けた、植物伐採について、下記のとおり届け出ます。

記

1 伐採等の期間

年 月 日（○） ～ 年 月 日（○）

作業時間帯（毎日）9 時から 1 8 時まで

※ただし、降雨等のため実施不可の場合は順延する。

2 作業内容

許可対象植物について、電線との離隔距離の確認を行い、伐採および写真撮影を実施する。

なお、当該樹木を伐採するために支障となる樹木の伐採についても、伐採および写真撮影を実施する。

3 伐採の方法

（1）作業者 添付書類 1「伐採作業従事者名簿」の当社および委託先会社職員による伐採とする。

（2）伐採範囲 添付書類 3「対象植物明細書」に記載のとおりとする。

（3）伐採位置 法定離隔＋〇年間の平均成長分を見込んだ位置とする。
ただし、作業の危険を伴う場合は、根切り伐採とする。

4 事故防止対策

（1）作業前に従事者の服装、工具等を点検し、作業責任者から注意を与える。

（2）全員に対し安全帽を着用させる。

（3）高所作業者については、全員に胴綱を使用させる。

5 添付書類

（1）伐採作業従事者名簿

（2）伐採施工管理体制図

（3）対象植物明細書

（4）対象植物伐採方法明細書

以 上

【添付資料 1－9】伐採作業従事者名簿（例）

伐 採 作 業 従 事 者 名 簿

担 当	氏 名	所 属
作 業 総 責 任 者		
作 業 責 任 者		
作 業 監 督 者		
作 業 員		
作 業 員		
作 業 員		
作 業 員		
作 業 員		
作 業 員		
作 業 員		
連 絡 責 任 者		
連 絡		
写 真 撮 影		

【添付資料 1－10】伐採報告書（例）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

植物伐採完了報告について

電気事業法第61条第1項の規定に基づき、年 月 日付け
[発信番号] で許可を受けた、植物伐採について、下記のとおり実施しました
ので結果をご報告します。

記

1 伐採日時

月日	時間	天候	気温	実施事項
〇月〇日	9時～16時	晴れ	—	下刈り・写真撮影
〇月〇日	9時～16時	晴れ	16℃	伐採・写真撮影
〇月〇日	9時～16時	晴れ	18℃	伐採・写真撮影
〇月〇日	9時～15時	晴れ	15℃	伐採・写真撮影
〇月〇日	9時～12時	晴れ	—	写真撮影

2 伐採方法

「植物伐採計画について」に従い、委託先会社職員が伐採、芯止め作業を
実施しました。

3 事故防止策

「植物伐採計画について」のとおり実施し、無事故で完了しました。

4 伐採後の措置

- （1）伐採した植物については、玉切りして現場に残置しました。
- （2）植物の補償については、通常生じる損失の範囲内にて、植物の所有者と
協議のうえ、清算させていただきます。

5 添付書類

- （1）伐採平面図 1部
- （2）横断図 1部
- （3）伐採明細書 1部
- （4）伐採状況写真 1部

以 上

【添付資料 1－11】

電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈（抄）

■電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

（電線による他の工作物等への危険の防止）

第29条 電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さずる場合には、他の工作物又は植物を損傷するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。

■電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】（省令第29条）

第103条 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）と植物との離隔距離は、次の各号によること。ただし、ケーブルを使用する使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線を植物に接触しないように施設する場合は、この限りでない。

一 使用電圧が170,000V以下の特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、103-1表に規定する値以上であること。

103-1 表

使用電圧の区分	離隔距離
35,000V を超え 60,000V 以下	2 m
60,000V を超え 170,000V 以下	(2 + c) m

（備考）c は、使用電圧と 60,000V の差を 10,000V で除した値（小数点以下を切り上げる。）に 0.12 を乗じたもの

二 使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2. 技術的規定」によること。

【添付資料 1－1 2】樹木と電線との離隔の考え方（例）

電線は風等の影響により電線温度が変化し、この変化により電線が伸び縮みし、たるみに変化が生じる。電線温度の高いほどたるみは大きくなる。

又風のある場合は風圧を受け電線に横揺れを生じ、電線の位置は風等により違うこととなる。したがって、

1 風のない場合

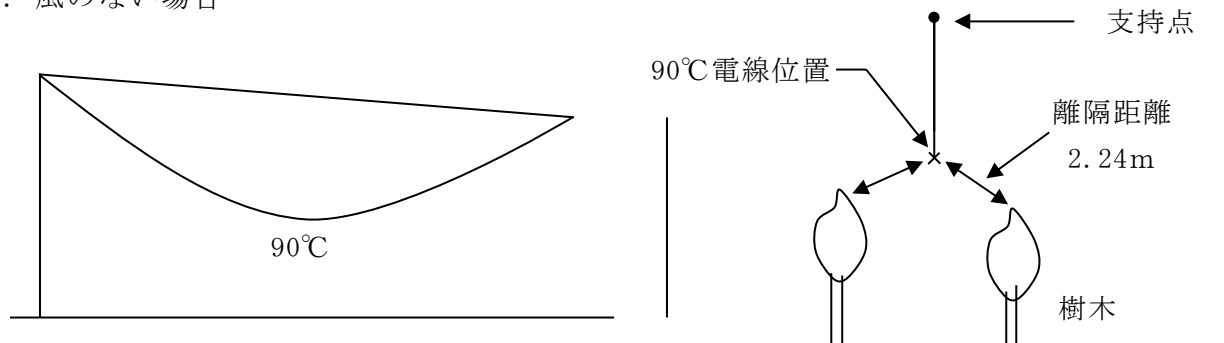
電線温度を 90°C とし横揺れのない静止の状態

2 風のある場合

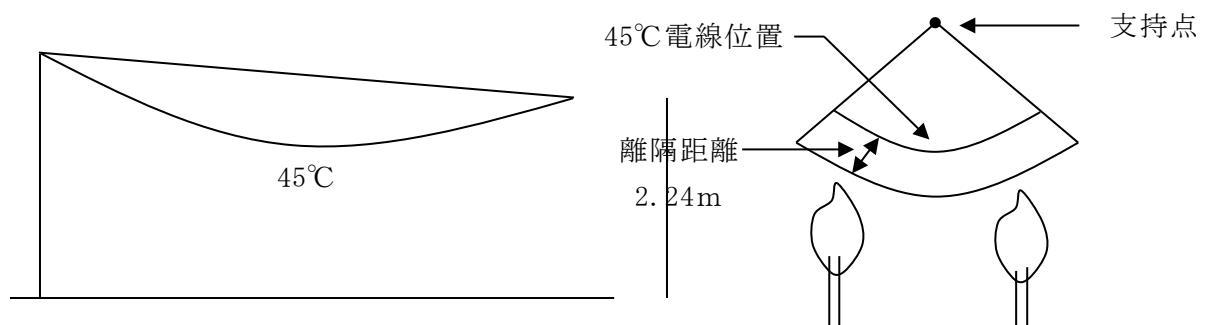
電線温度を 45°C とし横揺れのある状態

以上 2 通りの状態を考慮した電線位置により樹木との離隔を求めるものである。

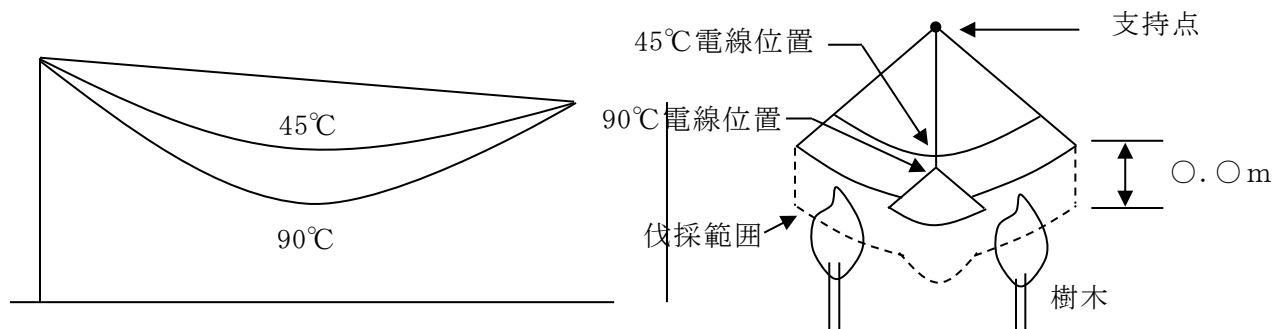
1. 風のない場合



2 風のある場合



3 1、2 および伐採範囲を同時に作図した場合



【添付資料 1－13】対象植物明細書（例）

77kV△△△△線 No.○～No.○間

対 象 植 物 明 細 書

番 号	樹 種	測 定 値		鉄塔からの 樹木位置 m	電線との離隔		電 線 の 地 上 高 m
		樹 高 h m	胸高直径※ S cm		測定時 m	最小時 m	
1	杉	5.4	10	43.4	3.2	(1.9) 2.5	8.8
2	〃	5.4	7	42.6	2.7	2.0	8.4
3	檜	5.4	10	42.3	3.2	(2.0) 2.4	8.4

注1 （）内は樹木の成長を考慮した場合（○か年）の離隔距離を示す。

注2 測定時とは実測時（外気温度○○℃）の電線横揺れを考慮した場合の樹木との距離をいう。

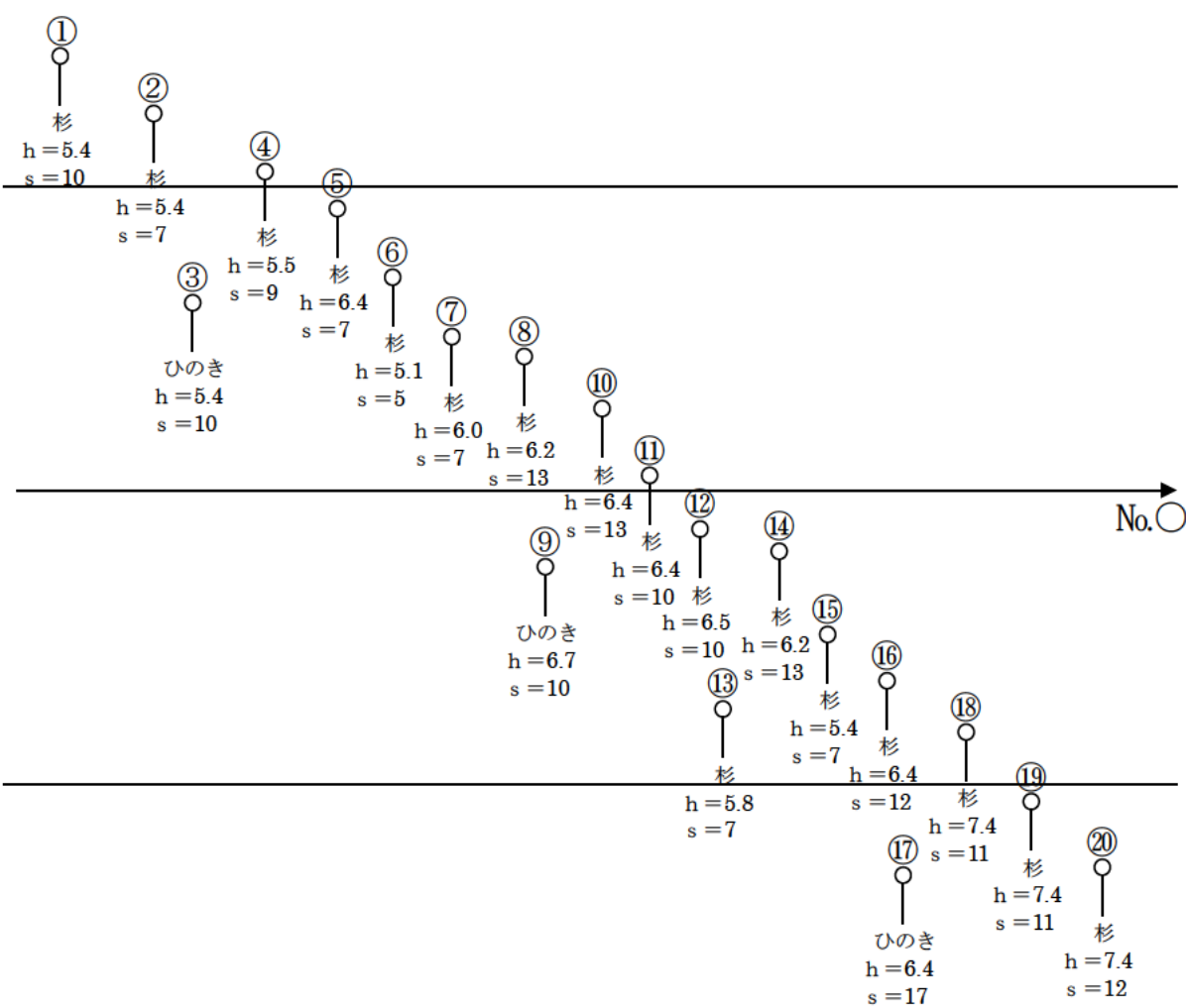
※ 胸高直径については胸高周囲とすることもできる。

【添付資料 1 - 1 4】対象植物平面図（例）

77kV△△△△線 No.○～No.○間対象植物平面図（縮尺 1 / ○○○）

凡例 h = 樹 高 (m)

s = 胸高直径 (cm)



注 1 胸高直径については胸高周囲とすることもできる。

【添付資料 1－1 5】実測縦断面図（例）

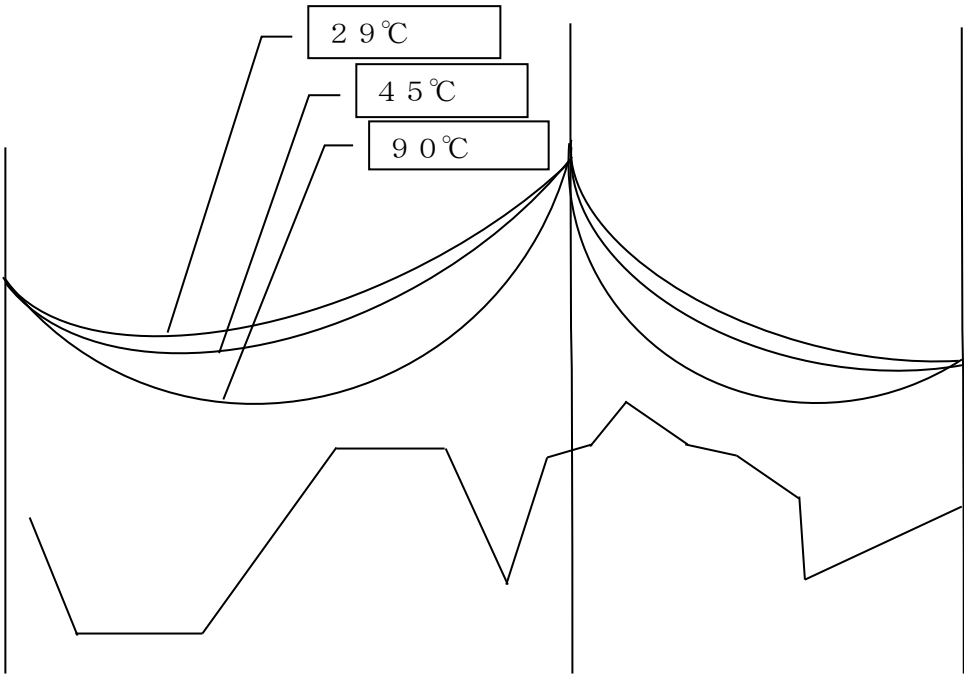
○○ k V △△△△線No.○～No.○間

実測縦断面図

(縮尺 縦1／4 0 0 ， 横1／2, 0 0 0)

凡 例

2 9℃	測 定 時 弛 度
4 5℃	電線横振れ時弛度
9 0℃	電線最大弛度



支持物番号	No.	No.	No.
径 間		2 3 1 m	9 4 m
高 低 差			
がいし型			

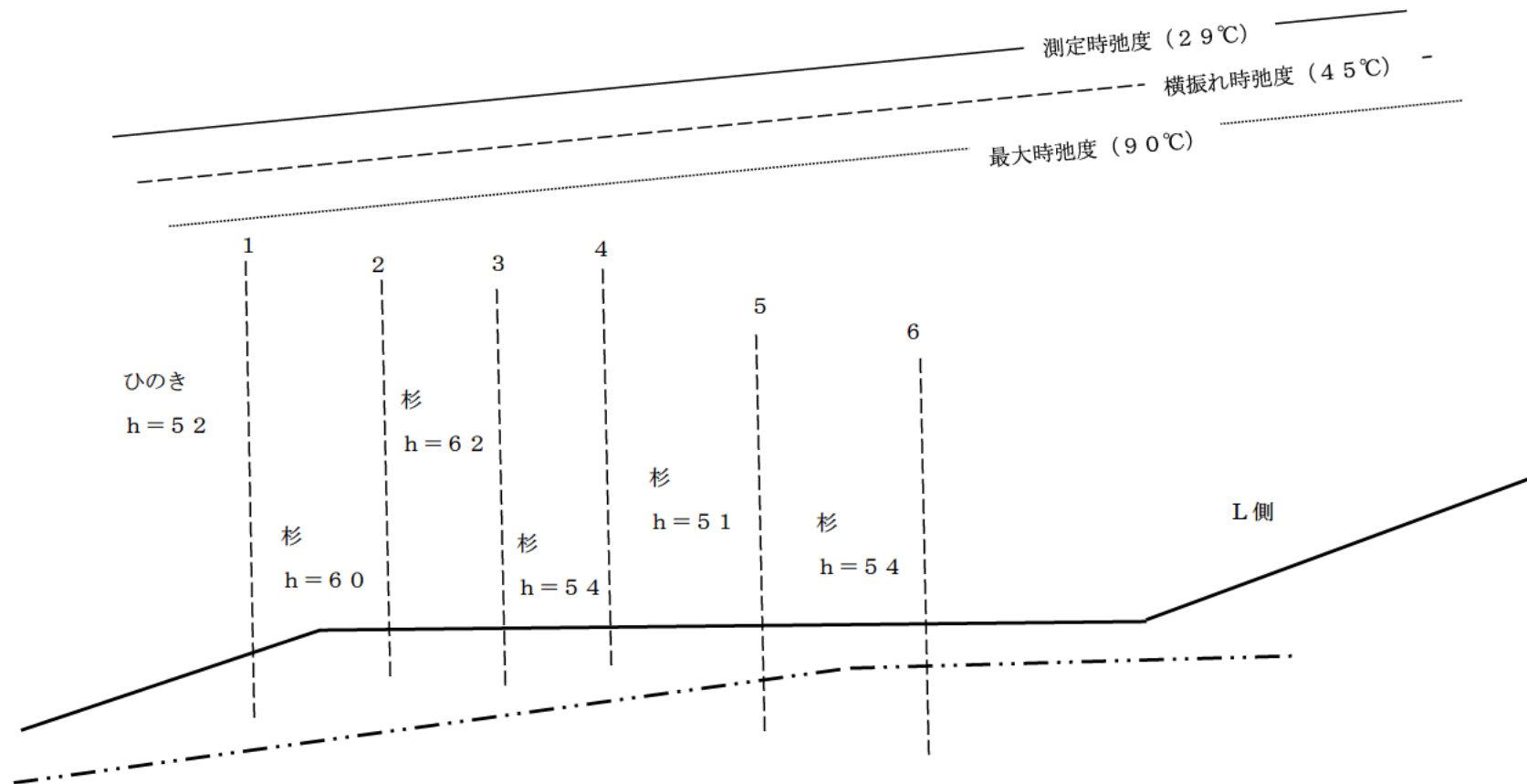
【添付資料 1 - 1 6】対象植物縦断面図（例）

○○ k V △△△△△線No.○～No.○間

対象植物縦断面図 L側

（縮尺 縦 1 / 1 0 0）

凡 例 h = 樹高m



【添付資料 1－17】対象植物横断図（例）

対象植物横断図（縮尺 1／100）

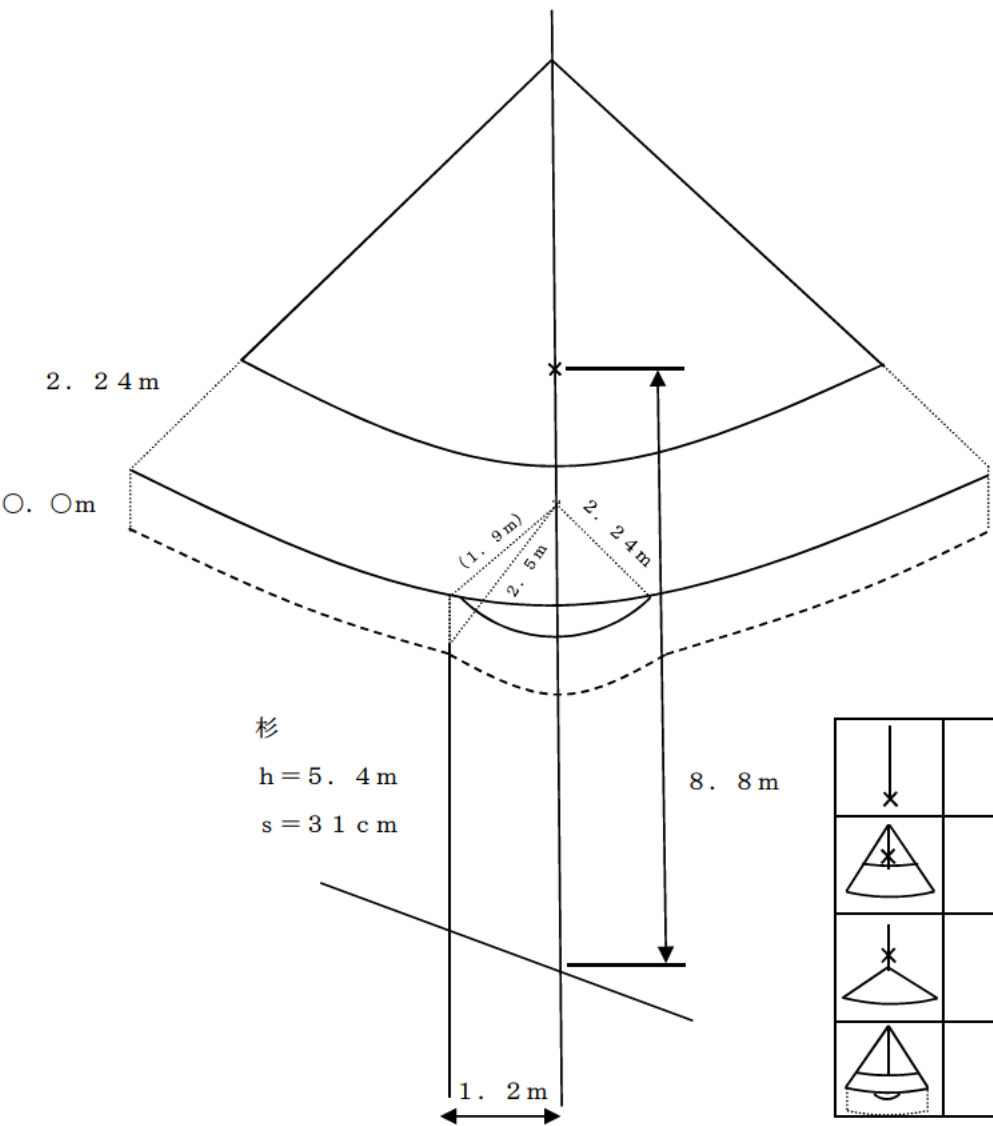
樹木と電線との離隔算出根拠

- 1 45℃および90℃時の電線位置は実測値（○年○月）をもとに計算した。
- 2 樹高は実測による。（○年○月○日）
- 3 樹木位置と電線方向に直角電線線下との標高差および距離は実測による。
- 4 上記数値をもとに、図面上にプロットし距離を算出した。

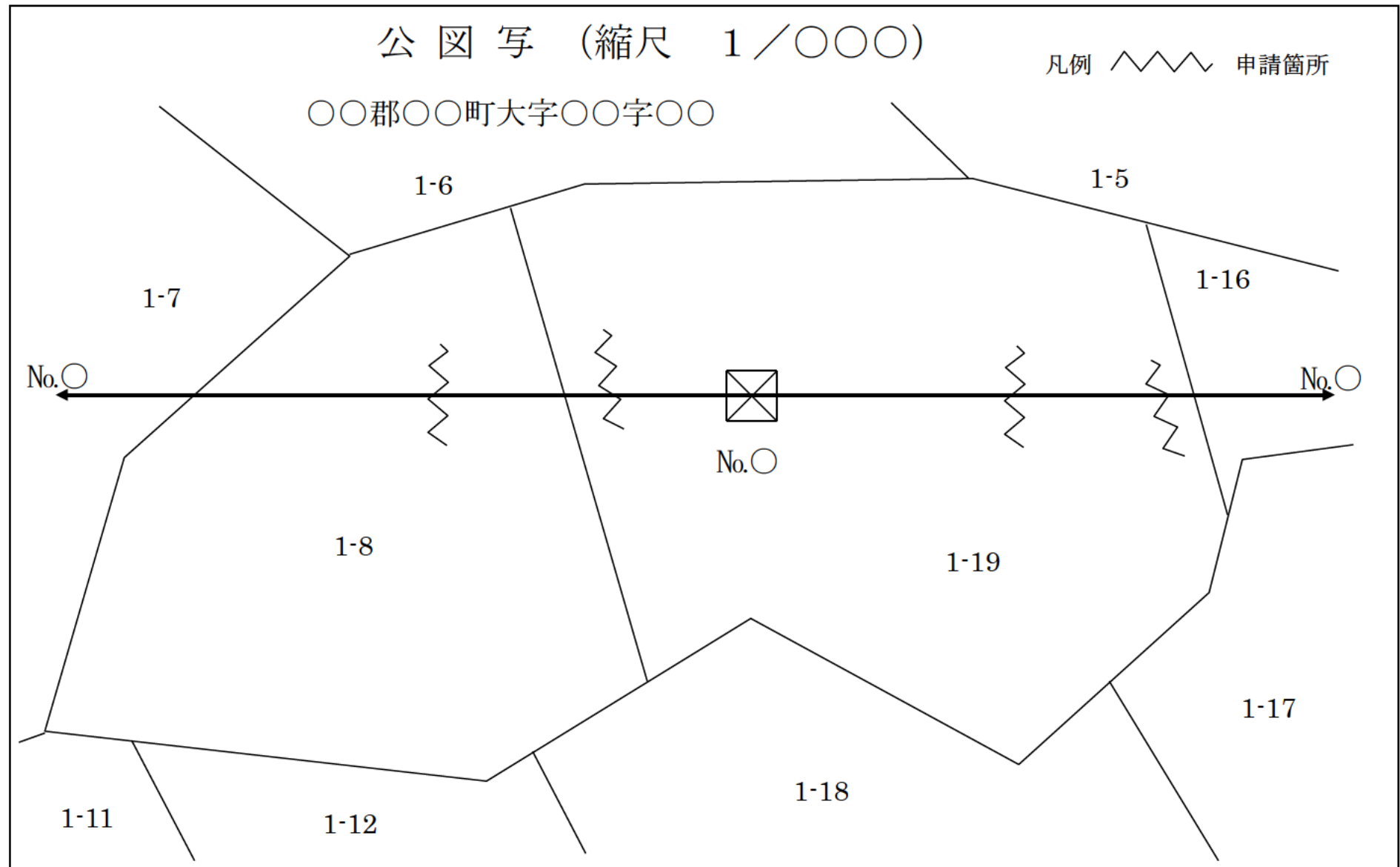
番 号 1 m
測定時電線高 8.8 m
樹 高 5.4 m
電線直下との距離 1.2 m

①

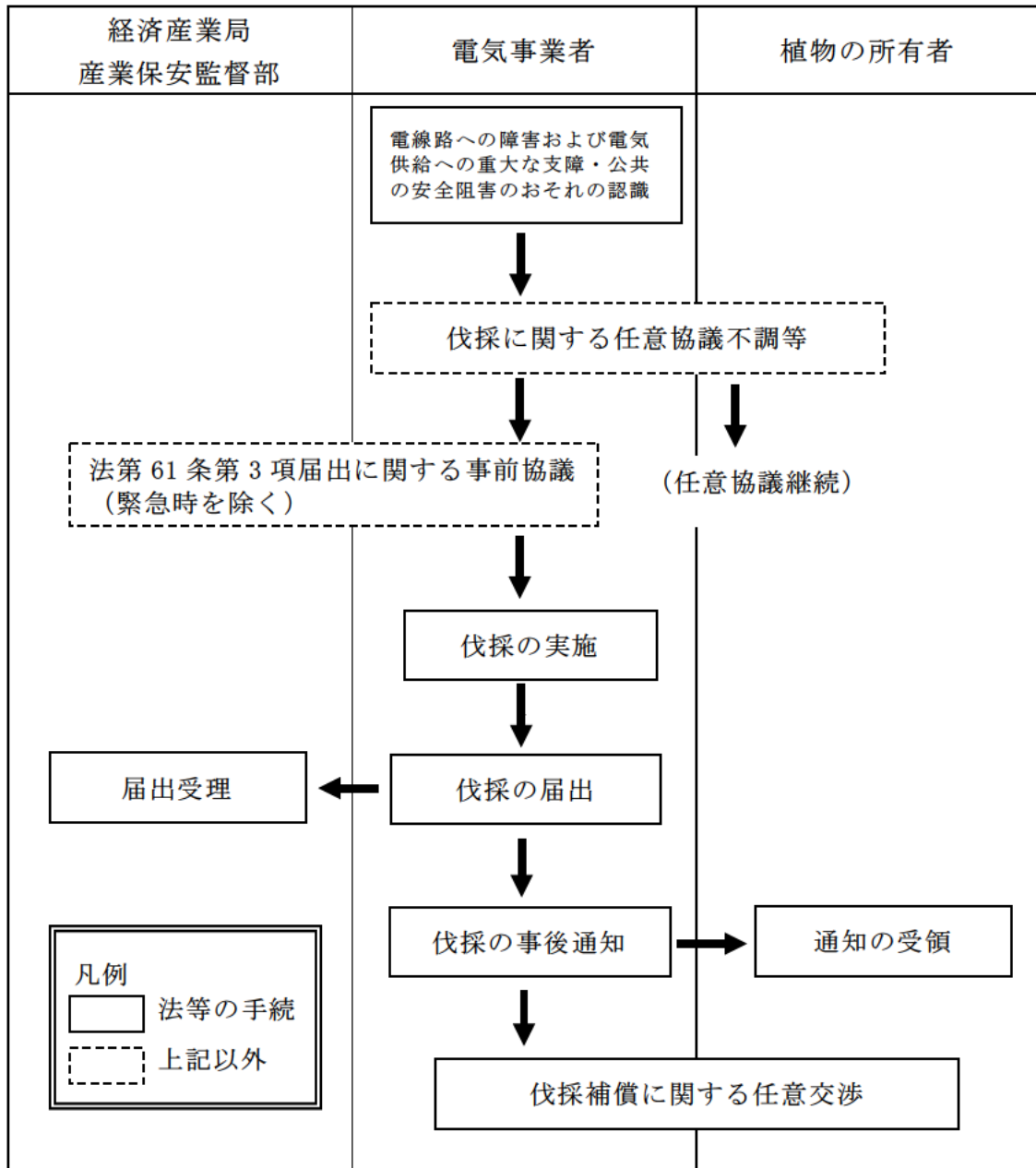
L 側



	測定時の弛度 無風・29℃
	横振れ時 (45℃)
	静止時最大 (90℃)
	伐採範囲



【添付資料 2 - 1】 3 項伐採業務フロー図（電気事業法第 6 1 条第 3 項）



【添付資料 2－2】伐採届出書（例）
様式第 6 7 の 5（施行規則第 104 条の 5 関係）

植物の伐採又は移植届出書

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 6 1 条第 3 項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植を実施しましたので届け出ます。

伐採又は移植の目的	〇〇 k V 〇〇〇線 Na 〇～Na 〇間に存在する植物と電線とが接近し、〇〇年〇月〇日〇時〇分頃地絡事故が発生したため、送電が停止した。 このため、今後の地絡事故発生による電気供給への支障および山火事等の公共安全の阻害除去するため、当該植物を伐採した。
植物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
植物の種類及び数量	檜（14 年生程度・胸高直径 4 0 cm・樹高 1 0 m） 1 本
植物の所有者の住所及び氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇 〇〇
伐採又は移植の方法	電線の静止状態および最大横触れ時における各電線から〇〇m 以内の部分の伐採した。
伐採又は移植の時期	〇〇年〇月〇日
伐採又は移植した事情	当該植物と電線との離隔距離が小さくなったため、当該植物の所有者と再三交渉を行ったが、相手方は高額な伐採補償金を要求し最近では面談を拒絶するに至っていた。このため、電気事業法第 61 条第 1 項に基づく伐採許可を得るべく準備中であったが、〇〇年〇月〇日に地絡事故が発生したものである。なお、事故当日は重潮流のため通常より電線温度が上昇し弛度が増大していたものである。

以上

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

植物の伐採届出書添付書類

1 立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類

登記されていないため該当なし

2 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類

No. 1 土地登記簿謄本 1 部

No. 2 地役権設定契約書（写） 1 部

3 伐採した植物の所在地を記載した図面

No. 3 位置図 各 1 部

（1）地形図（1／25,000）・・・イ

（2）実測平面図（1／2,000）・・・ロ

（3）公図（写）

4 伐採した植物の現状を示す書類及びその明瞭な写真

No. 4 対象植物明細書 1 部

No. 5 対象植物平面図 1 部

No. 6 対象植物縦断図 1 部

No. 7 現地写真 1 部

※No. 5, 6 については、既に電気設備に接触し、当該設備を損壊させている倒木の場合は、電線と植物の離隔距離の確認の必要性がないため、必要ではない。

【添付資料 2－3】伐採通知書（例）

年 月 日

（植物所有者） 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

植物の伐採通知書

電気事業法第61条第3項の規定により、下記のとおり植物の伐採を実施しましたので、通知いたします。

記

1 伐採の目的

〇〇kV〇〇〇線Na〇～Na〇間に存在する植物と電線とが接近し、〇〇年〇月〇日〇時〇分頃地絡事故が発生したため、送電が停止しました。

このため、今後の地絡事故発生による電気供給への支障および山火事等の公共安全の阻害除去するため、当該植物を伐採しました。

2 植物の所在する地点

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

3 植物の種類および範囲

檜（14年生程度・胸高直径40cm・樹高10m） 1本

4 伐採等の方法および範囲

静止状態および最大横振れ時おける電線から〇m以内の部分の伐採いたしました。

5 伐採の時期

年 月 日

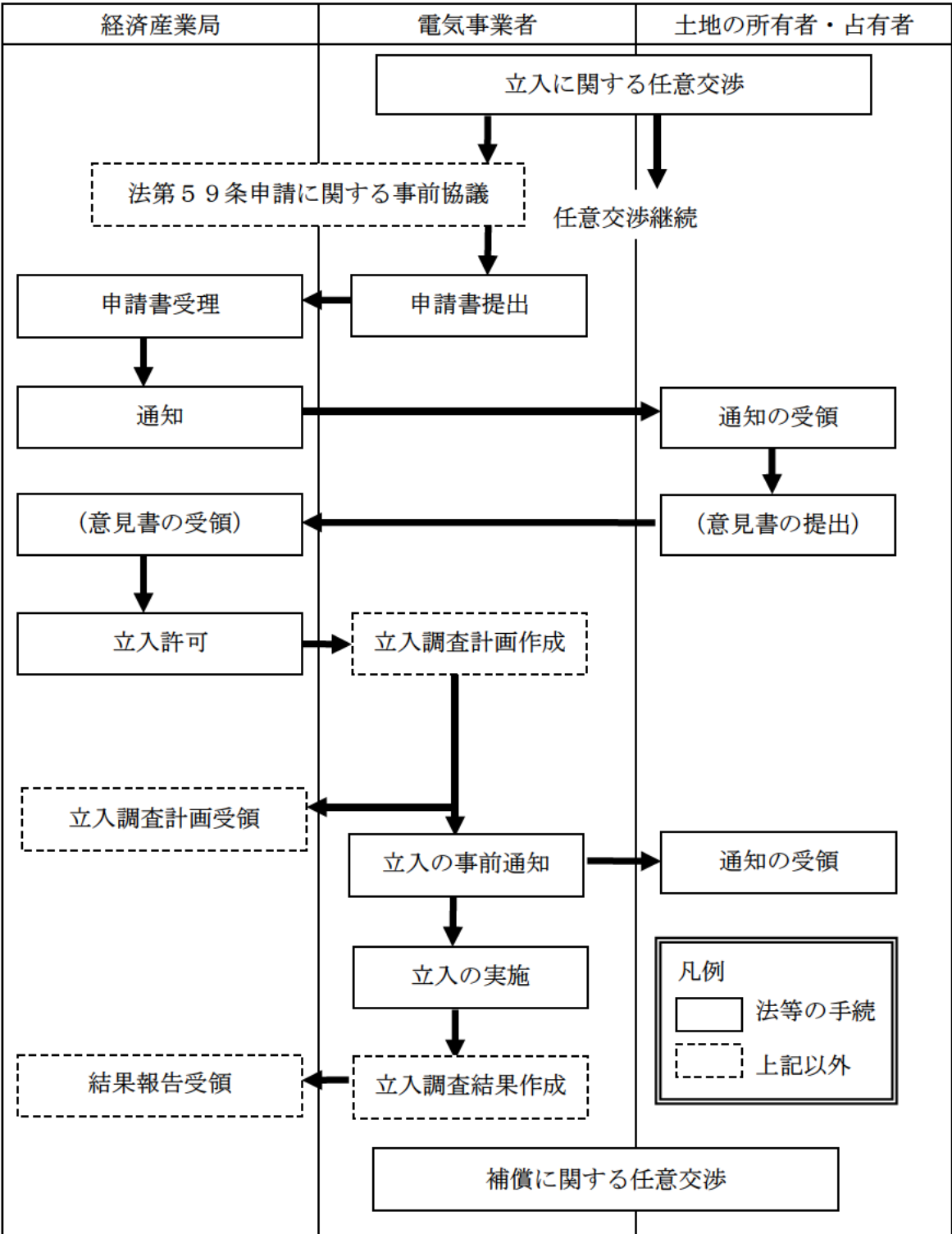
6 添付書類

（1）位置図 1部

（2）写真 1部

以 上

【添付資料 3－1】土地立入業務フロー図（電気事業法第 59 条）



【添付資料 3－2】立入許可申請書（例）

様式第 6 7 の 3（施行規則第 104 条の 3 関係）

土地立入許可申請書	
年 月 日	
〇〇経済産業局長 殿	住所 氏名（名称及び代表者の氏名）
電気事業法第 5 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土地の立入許可を受けたいので申請します。	
立 入 り の 目 的	送電線下土地の支障となる植物の調査のため
土 地 の 所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番、同〇〇番
土地の所有者の住所及び氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇 〇〇 その他関係者（植物所有者） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇 〇〇
立 入 り の 期 間	許可後〇日間
許 可 申 請 の 事 情	〇〇kV〇〇〇線線下にある上記の土地に自生する植物が「電気設備に関する技術基準を定める省令およびその解釈」の離隔距離内に進入し、あるいは進入するおそれがあるため、土地所有者および植物所有者と交渉を行ったが植物調査のための土地立入りの了解が得られない状況にある。 このままでは、〇〇〇線の地絡故障によって〇〇市北西部約 1 万戸の停電や山林火災の発生が予想されるため、申請に至ったものである。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

【添付資料 3－3】交渉経過記載書面（例）

当該土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面

交渉年月日 相手方 (場所)	交渉内容

以 上

【添付資料 3－4】経済産業局長等の土地立入許可証（例）

年 月 日

氏名（名称及び代表者の氏名）

〇〇経済産業局長

土地立入の許可について

年 月 日付け〇〇発第 1 号で申請のありました土地立入については、電気事業法第 59 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 立入の目的

送電線下植物の高さ等の調査

2 対象土地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番、同〇〇番

3 立入の期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

（土地所有者） 殿

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

土地の立入りについて（通知）

電気事業法第 59 条第 1 項の規定により、〇〇経済産業局長の許可を受け、下記のとおり土地の立入りを行いますので、同条第 3 項にもとづき通知いたします。

記

1 立入りの目的

対象土地内の植物が生育し送電線に接近しているため、送電線との離隔測量を実施するため。

2 対象土地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番、同〇〇番

3 立入りの日時

年 月 日 時から 年 月 日 時

まで（天候により立入りの日時が変更となる場合があります）

4 添付書類

土地立入りの許可について（写）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

土地の立入調査・測量計画について

電気事業法第59条第1項の規定に基づき、年 月 日付け[発信番号]をもって許可を受けた、土地立入調査・測量の計画について、下記のとおり届け出ます。

記

1 立入所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番、同〇〇番

2 立入予定期間

年 月 日(○) ～ 年 月 日(○)

作業時間帯(毎日)9時から18時まで

※ただし、降雨等のため実施不可の場合は順延する。

3 作業内容

支障となる恐れのある植物(樹木)について、以下の調査・測量を実施する。

(1)植物(樹木)の樹種、太さ(胸高直径)、樹高の調査

(2)植物(樹木)の平面位置と送電線との離隔距離および送電線高さの測量

(3)該当植物へのナンバリング(管理のための番号を記載した標識を各植物に表示)

※ナンバリングの標識については伐採後に撤去する

(4)植物(樹木)の平面位置を確定するための基準点杭の埋設

(5)その他、当該植物(樹木)の記録写真撮影等必要な調査

4 調査の方法

(1)接近木範囲の調査

N〇〇鉄塔の塔上および送電線線下付近より送電線に支障となる植物(樹木)の範囲を目視にて確認する。

(2)植物(樹木)種類および数量の調査

接近木範囲内の植物(樹木)について、1本毎に種類および数量を調査する。また、1本毎に麻紐を結び個々の立木を特定できるようにナンバリングを施す。

(3)植物（樹木）太さの測量

植物（樹木）の太さは胸高にて直径または周長を巻尺にて測量する。

(4)植物（樹木）高さの測量

植物（樹木）が確認出来る位置で、光波測距儀等を使用して地上から頂部までの樹高を測量する。ただし、樹木の密集等により光波測距儀等による見通しがきかない場合は、間隔測定桿や巻尺を使用して、樹高を測定する。

(5)送電線と植物（樹木）の距離および位置の測量

No○鉄塔の中心を基準にして、接近木範囲内の植物（樹木）位置を光波測距儀等を使用して測量を行い、送電線と植物（樹木）の位置関係を平面図にプロットする。

送電線と植物（樹木）の頂部が確認できる位置にて光波測距儀等を使用して離隔距離を測量する。

5 事故防止対策

- (1) 作業前に従事者の服装、工具等を点検し、作業責任者から注意を与える。
- (2) 全員に対し安全帽を着用させる。

6 添付資料

- (1)立入り作業従事者名簿
- (2)○○線No○～No○接近木調査工程表
- (3)植物（樹木）の離隔測量方法について
- (4)実測平面図（1/2,000）

以 上

【添付資料 3－7】立入調査結果報告書（例）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

氏名（名称及び代表者の氏名）

土地の立入調査・測量計画報告書

電気事業法第59条第1項の規定に基づき、 年 月 日付
け〔発信番号〕で許可を受けた、土地立入調査・測量について、下記のとおり
実施しましたので結果をご報告します。

記

1 立入所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番、同〇〇番

2 立入期間

自) 年 月 日

至) 年 月 日

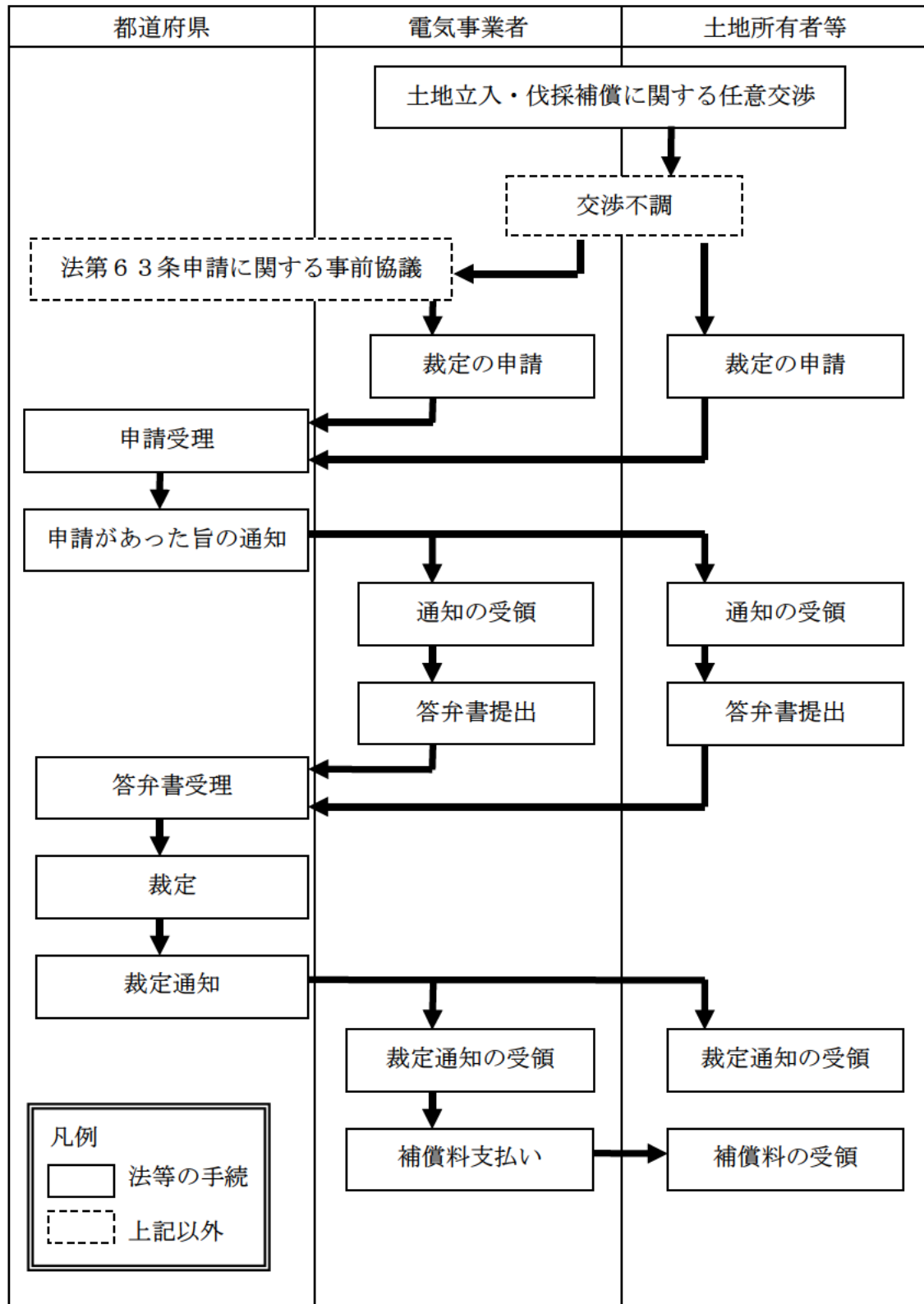
3 添付資料

(1)実測平面図，実測縦断図

(2)現場状況写真

以 上

【添付資料４－１】業務フロー図（電気事業法第 63 条）



【添付資料４－２】裁定申請書（例）

様式第６８（施行規則第１０４条の６関係）

裁 定 申 請 書

年 月 日

〇〇県知事 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第６３条第１項の規定により、次のとおり裁定を申請します。

相手方	住 所	〇〇市〇〇町××番
	氏名（名称及び代表者の氏名）	〇〇〇〇
裁 定 を 定 め る 事 項		補償金の額 電気事業法第６１条第１項の規定により〇〇経済産業局長の許可を受けて、 年 月 日から 月 日において、植物の伐採を行いました。 上記伐採前後に、損失補償の協議を行いましたが、補償金額について両者主張の乖離が大きく協議が成立しないため、裁定を求めます。 ・申請者の主張金額 〇〇万円 ・相手方の主張金額 〇〇万円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

【添付資料４－３】知事による被裁定者への通知書（例）

年 月 日

（植物所有者） 殿

〇〇県知事

通 知 書

電気事業法第６３条第１項の規定により裁定の申請がありましたので、同条第２項の準用する第２５条第３項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

１ 申請者

住 所 〇〇市〇〇町××番

氏 名 〇〇名称及び代表者の氏名

２ 申請年月日

年 月 日

３ 申請内容

申請者が、電気事業法第６１条第１項の規定により〇〇経済産業局長および〇〇産業保安監督部長の許可を受け、年 月 日から 月 日において伐採した植物の損失補償金額について、申請者と被申請者との主張の乖離が大きく協議が成立しないため、裁定が求められた。

・申請者の主張金額 〇〇万円

・被申請者の主張金額 〇〇万円

４ 答弁書の提出

補償金額に関し意見がある場合は、答弁書を提出することができます。なお、答弁書の提出期限は 年 月 日とします。

（事務担当〔担当部課名〕
電話番号

）
以 上

【添付資料 4－4】知事による裁定の通知書（例）

年 月 日

氏名（名称及び代表者の氏名）

県知事 ○○○○

通 知 書

年 月 日付け〔発信番号〕で○○電力株式会社から申請のあった電気事業法第63条第1項に基づく裁定申請について、同法第63条第2項の準用する第25条第4項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1 補償金の額 金○○○○円

内訳は別紙のとおり

2 支払の時期 年 月 日まで

3 支払の方法 持参払い

以 上